

住民基本台帳法施行条例及び広島県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年七月九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第三十四号

住民基本台帳法施行条例及び広島県特定非営利活動促進法施行条例の一部を

改正する条例

(住民基本台帳法施行条例の一部改正)

第一条 住民基本台帳法施行条例(平成十四年広島県条例第二十七号)の一部を次のように改正する。

第二条中「第三十条の八第一項第二号」を「第三十条の十五第一項第二号」に改める。

第三条第一項中「第三十条の八第二項」を「第三十条の十五第二項」に改め、同条第二項中「第三十条の八第二項」を「第三十条の十五第二項」に、「保存期間に係る本人確認情報」を「都道府県知事保存本人確認情報」に改める。

第四条中「第三十条の九第一項」を「第三十条の四十第一項」に改める。

第五条を削る。

(広島県特定非営利活動促進法施行条例の一部改正)

第二条 広島県特定非営利活動促進法施行条例(平成十年広島県条例第二十号)の一部を次のように改正する。

第二条第四項中「第三十条の八第一項第一号」を「第三十条の十五第一項第一号」に、「本人確認情報を」を「都道府県知事保存本人確認情報を」に、「第三十条の七第五項第一号」を「第三十条の十一第一項第一号」に、「他の都道府県知事(同法第三十条の十第一項の規定により指定情報処理機関に行わせることとした場合にあつては、指定情報処理機関)」を「地方公共団体情報システム機構」に、「本人確認情報の」を「機構保存本人確認情報の」に改める。

附 則

この条例は、平成二十七年十月五日から施行する。